

遊心苑 サービス費および利用料一覧

①入所(1日あたり)

(令和6年4月1日現在)

介護保健施設サービス費			夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算	栄養マネジメント強化加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	居住費・食費所得段階別負担額			
要介護度	個室	多床室					所得段階	居住費		食費
							個室	多床室		
要介護1	788円	871円	24円	22円	11円	51円	第4段階	1,668円	377円	1,695円
要介護2	863円	947円					第3段階②	1,310円	370円	650円
要介護3	928円	1,014円					第3段階①			
要介護4	985円	1,072円					第2段階	490円	0円	390円
要介護5	1,040円	1,125円					第1段階			
※外泊時は362円を施設サービス費に代えて算定(月6日限度)							第1段階			300円

各種加算料金(利用時のみ加算・保険一部負担金)

加算項目	内 容	1日又は1回
初期加算	入所してから30日間が対象(I医療機関から一定期間内に退院し情報共有を実施)	1日 I 60円 II 30円
再入所時栄養連携加算(1回限度)	入院後の再入所時に以前より栄養管理が大きく異なり、入院先の管理栄養士と連携を図り栄養管理を行った場合	1回 200円
退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が特別食又は低栄養状態の入所者について退所医療機関等に栄養管理に関する情報を提供した場合	1回 70円
入所前後訪問指導加算	(I)退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合	1回 450円
	(II)上記に加え、生活機能の具体的な改善目標及び退所後の支援計画を策定した場合	1回 480円
試行的退所時指導加算	入所者及びその家族等に対する退所後の療養上の指導が対象	1回 400円
退所時情報提供加算	退所後の主治医に対する診療情報の提供が対象	1回 I 500円 II 250円
入退所前連携加算(入所につき1回)	(I)ケアマネジャーと連携し方針決定し、情報提供とサービス調整実施の場合	1回 600円
	(II)ケアマネジャーと連携を図り情報提供とサービス調整実施の場合	1回 400円
訪問看護指示加算	退所後の在宅療養についての訪問看護ステーションへの指示が対象	1回 300円
協力医療機関連携加算(R7.3.31迄)	協力医療機関との間で当該入所者の情報共有の会議を定期的開催している	1月 100円
療養食加算	特定の療養食の提供を行った場合が対象	1食 6円
経口移行加算(最長180日)	摂食・嚥下機能に配慮した経口移行計画を作成し、管理を行う場合が対象(経管栄養者)	1日 28円
経口維持加算	(I)医師の指導に基づき、多職種が共同して食事の観察及び会議を行い、経口維持計画を作成し栄養管理を行った場合	1月 400円
	(II)上記の会議及び会議等に人員基準配置以外の医師等が加わった場合、(I)に加えて加算	1月 100円
口腔衛生管理加算	(I)歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し月2回以上口腔ケアを行い、介護職員に具体的な技術的助言及び指導を実施し、必要に応じて介護職員からの相談等に対応した場合	1月 90円
	(II)上記Iに加え口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生管理に有効な情報を得て口腔ケアに活用した場合	1月 110円
短期集中リハビリテーション実施加算	生活機能回復を目指しリハビリを個別に短期集中的に行った場合(入所3月以内)	1日 I 258円 II 200円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症者に対し生活機能回復を目指しリハビリを個別に行った場合(入所3月以内・週3回まで)	1日 I 240円 II 120円
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めてサービスを提供した場合が対象	1日 120円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が緊急性を認めた者に介護保健施設サービスを行った場合(7日限度)	1日 200円
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ	医師と作業療法士等が共同しリハビリテーション実施計画を説明し継続的にリハビリの質を管理、またその計画書の内容を厚生労働省に提出し、リハビリに必要な情報を得て活用している場合に月1回算定	1月 33円
排せつ支援加算	(I)排せつ介護について評価・分析し、支援計画を策定しケアを実施。また評価の結果を厚生労働省に提出し、排せつ支援に有効な情報を得て活用した場合に月1回算定	1月 10円
	(II)上記Iに加え排せつの状態が改善し介護状態の軽減が見込まれた場合に月1回算定	1月 15円
	(III)上記Iに加え排せつの状態が改善しおむつを使用しない状況となった場合に月1回算定	1月 20円
褥瘡マネジメント加算	(I)褥瘡の発生リスクを評価し、褥瘡ケア計画の策定・褥瘡管理を実施。また評価の結果を厚生労働省に提出し、褥瘡管理に有効な情報を得て活用した場合に月1回算定	1月 3円
	(II)上記Iに加え褥瘡の発生するリスクがあるとされたが、褥瘡の発生がない場合に月1回算定	1月 13円
自立支援促進加算	医師が医学的評価を行い自立支援のためにサービス計画策定に参加した場合、また医学的評価を厚生労働省に提出し、必要な情報を得て自立支援に活用した場合に月1回算定	1月 300円
科学的介護推進体制加算	(I)心身状況を厚生労働省に提出し、必要な情報を得てサービス提供に活用した場合に月1回算定	1月 40円
	(II)上記Iに加え疾病状況や服薬情報を提供した場合に月1回算定	1月 60円
安全対策体制加算(入所中1回)	安全対策に関する措置が講じられ、リスクマネジャーを配置し、組織的に対策実施の体制が整備されている場合	1回 20円
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上施設内で感染者の発生時に感染制御に係る実地指導を受けている場合	1月 5円
新興感染症等施設療養費	厚生労働大臣が定める感染症感染時に相談、診療、入院調整を行う医療機関を確保し適切な感染対策、介護サービスを行った場合(月に1回連続する5日限度)	1日 240円
生産性向上推進体制加算Ⅱ	見守り機器等のテクノロジーを導入し、安全対策を検討する委員会の開催、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に実施している場合	1月 10円